

平成 29 年度
沖縄県立宮古工業高等学校
推薦・一般入試
合否基準



沖縄県立 宮古工業高等学校

☎906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 968-4

TEL 0980-72-3185

FAX 0980-72-8041

ホームページ (<http://www.miyako-th.open.ed.jp/>)

推薦入試合否基準

I. 推薦入学への応募等

(1) 出願資格

次のア及びイのすべてに該当する者で、中学校長が推薦するもの

ア 沖縄県内の中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者

イ 推薦入学志望学科に対する目的意識が明確であり、かつ、当該学科への興味、関心及び適性を有する者

※

※「適性を有するもの」とは以下の条件を満たすものとする。

① **3年間**の評定平均 **2.7以上**であり、3カ年間の各教科の 評定値に1がない者。

② **各学年**の勤怠状況で無届けの **欠席・欠課・遅刻**のいずれも **5回以下**の者。

(2) 出願の要件

志願者は、適正を有し次のア又はイの1つに該当する要件を満たしている者とする。

ア 次の(ア)から(オ)までの1つに該当する諸活動の実績等について自分を表現する（以下「自己表現」という。）ことができること。なお、当該活動の実績については、証明する資料（賞状や認定証等）の写し（A4版）を提出すること。

(ア) 文化活動

(イ) スポーツ活動

(ウ) 社会活動

(エ) ボランティア活動

(オ) 資格取得等の活動

イ 次の(ア)から(エ)までの1つに該当する分野について表現する（以下「個性表現」という。）ことができること。

(ア) 音楽、美術、書道等の芸術分野

(イ) 文芸、研究等の分野

(ウ) 舞踊、創作ダンス、手話等の身体的活動を伴う分野

(エ) 留学等の体験的活動を伴う分野

(3) 募集人員

本校の各学科のコースごとに募集人員の30%程度で、本校の校長が定める。

(4) 出願方法

1学科に限り出願できるものとする。

なお、出願時に各科とも希望するコース名を明記すること。

II. 選抜基準

基本方針：中学校において素行が良く・行動の記録が良く・目的意識を持ち勤怠状況の良い者について次の選考基準に照らし審議の対象とする。

Ⅲ. 選考基準

【実績基準】

自己表現について		A 段階	B 段階	C 段階
検定試験等 (数学検定) (英語検定) (漢字検定)		3 級以上	4 級	5 級
珠算		初段以上	1 級	2 級以下
暗算		初段以上	1 級	2 級以下
書道		5 段以上 (中学生レベル) 県大会 (新報、タイムス展等) 優良賞 (3 位) 以上 地区大会優秀賞以上	3 ~ 4 段 (中学生レベル) 県大会 (新報、タイムス展等) 入選 地区大会優良賞以上	1 ~ 2 段 (中学生レベル) 地区大会入選
美術絵画		県大会で 3 位以上 県大会 (新報、タイムス展等) 優良賞 (3 位) 以上 地区大会優秀賞以上	地区大会で 3 位以上 県大会 (新報、タイムス展等) 入選 地区大会優良賞以上	地区大会入選
スポーツ活動		県大会 8 位以上 (レギュラー) 地区大会で優勝	県大会出場 (レギュラー) 地区大会で (3 位) 以上	3 ヶ年部活動継続
武道 (剣道・柔道・ 空手道等)		初段以上	3 級以上	3 ヶ年部活動継続
社会活動		県大会 3 位以上 地区大会優勝	地区大会 3 位以上	学校代表
文化活動	作文等	県大会入賞以上	地区大会上位入賞	学校代表
	舞踊 吹奏楽 (その他)	県大会金賞	県大会銀賞	県大会銅賞
ボランティア活動		継続的活動で 県レベルの表彰を受けた者	継続的活動で 対外的グループリーダー	継続的活動で 対外的グループメンバー
生徒会活動等		生徒会会長	生徒会会長以外の 生徒会執行部	クラスの級長・副級長・ 書記会計

個性表現について	実技等を審査し、A 段階、B 段階、C 段階を判定する
----------	-----------------------------

【内申基準】

	A 段階	B 段階	C 段階
平均評定	4. 0 以上	3. 0 以上	2. 7 以上

【出席基準】

	A 段階	B 段階	C 段階
無届けの回数	遅刻・欠席・欠課が 各学年とも 0 回	遅刻・欠席・欠課が 各学年とも 2 回以内	遅刻・欠席・欠課が 各学年とも 5 回以内

Ⅳ. 選抜方法

実績基準・内申基準・出席基準・面接評価を加味し、総合的に判断する。

一般入試合否基準

I. 一般入学の出願資格

- ア 中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者
- イ 中学校卒業生（以下「過年度卒業生」という。）
- ウ 学校教育施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

II. 選抜方法

(1) 各圏の設定の仕方

- ア A圏
内申点、学力検査点に基づいて募集人員(推薦合格人員を除く、以下同じ)の80%程度の人数が含まれるように範囲を設定してA圏とする。
- イ B圏
募集人員の110%程度が含まれるように範囲を設定し、それからA圏を除いたものをB圏とする。
- ウ C圏
A圏とB圏を除いた残りをC圏とする。

※ただし、志願者数が募集人員に達していない場合は志願者数の80%程度の人数が含まれるように範囲を設定してA圏とする。残りはB圏とする。

(2) 審議コースの順序

原則、志願率の高いコースから順に審議を行う。

(3) 合格者、不合格者の決め方

- ア A圏の中で下記の条件1の(a)、(b)、(c)、(d)、(e)のいずれかに該当するもの以外は合格者とする。ただし、第二志望及び第二希望の者は、B圏として扱う。
- イ C圏の中で条件2の(a)、(b)、(c)、(d)、(e)のいずれかに該当するもの以外は総合的に判断し、不合格とする。
- ウ B圏の者にア、イで保留になった者を含めて条件2の(a)、(b)、(c)、(d)、(e)により総合的に判断し、合格者を決定する。

条件1

- (a) 行動の記録が著しく悪いもの
- (b) 正当な理由がなくて、出欠の記録が著しく悪い者
※各学年における規準は下記の表を参照

	欠席	欠課	遅刻
無届け	10日以上	10回以上	10回以上
全体(届出・無届け)	35日以上	35回以上	35回以上

- (c) 全学年を通して評定1がある者
- (d) 面接の評価がCの者
- (e) 学力検査点で1教科でも5点以下がある者

条件2

- (a) 観点別学習状況が著しく良い者
- (b) 学力検査点が著しく高い者
- (c) 内申点が著しく高い者
- (d) 行動の記録が著しく良い者
- (e) 出欠の記録が著しく良い者または改善が見られる者

(4) 通学区域外の生徒の判定について

推薦合格人員を含む全定員の10%以内の範囲で入学することができる(沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則第3条第2項)ので、その判定については下記に基づき慎重に審議すること。

- ①通学区域外の推薦合格者を除き、一般入学での通学区域外からの合格者数の上限を確認する。
- ②各高等学校における合否基準に照らして、上位から順に並べる。
- ③通学区域外の合格者が①の合格者数を超えていた場合、超えた分の者は不合格とする。
- ④ただし、学区内からの入学志願者の数が定員の90%に満たない場合はこの限りではない。
(沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則第3条第2項)